

日本体育・スポーツ・健康学会 体育哲学専門領域 規則・規程集 目次

(2021年9月9日改正)

(2023年9月1日改正)

(2025年10月27日改正)

第1章 規 約

* 体育哲学専門領域規約.....	1
-------------------	---

第2章 組織・運営

* 総会規則.....	3
* 運営委員会規則.....	4
* 選挙管理委員会規則.....	5
* 代表・副代表選出規程.....	6
* 運営委員選出規程.....	7
* 監事選出規程.....	8
* 規則・規程等整備検討専門委員会要項.....	9
* 規則・規程等の取扱いについて（申合せ）.....	10

第3章 機 関 誌

* 「体育哲学年報」投稿規程.....	11
* 「体育哲学年報」投稿の手引き（申合せ）.....	12
* 「体育哲学年報」掲載原稿印刷料の取扱いについて（申合せ）.....	17
* 「体育哲学年報」への体育哲学専門領域の会員でない者の投稿について（申合せ）.....	18
* 「体育哲学年報」掲載論文等利用・公開許諾規定.....	19
* 学会大会企画運営専門委員会要項.....	21
* 学会大会企画行事の実施について（申合せ）.....	22

第4章 広 報

* 体育哲学専門領域ホームページ運用規程.....	23
---------------------------	----

第5章 一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会の委員等

* 一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会代議員（体育哲学専門領域選出代議員）選出規程.....	24
* 一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会の各種委員会等委員候補者選出規程.....	25

第6章 内 規 等 （該当無し）

体育哲学専門領域規約

第1章 総 則

第1条 この団体は、体育哲学専門領域（以下「本領域」とする）と称する。また、本領域は、一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下「日本体育学会」とする）の設置する専門領域をいう。

第2条 本領域の所在地は、本領域のウェブサイトに記載する事務局の住所とする。

2. 事務局の所在地は、第22条に規定する住所とする。

第3条 本領域は、日本体育学会が定める「代議員選挙規程」第5条に規定するところにより、これを設置する。

第4条 本領域は、体育に関する哲学的・原理的諸問題の研究並びに研究者相互の連絡協同を促進し、体育学の発展をはかり、体育の実践に資することを目的とする。

第2章 事 業

第5条 本領域は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 日本体育学会の事業のうち本領域に関連するもの
- (2) 総会の開催
- (3) 研究会の開催
- (4) 機関誌「体育哲学年報」の編集及び刊行
- (5) その他本領域の目的に資する事業

第3章 会 員

第6条 本領域の会員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 日本体育学会が定める「一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会 定款」（以下「定款」とする）第5条(1)に規定する正会員のうち、本領域を所属専門領域とする者
- (2) 名誉会員 「定款」第5条(3)に規定する名誉会員のうち、本領域を所属専門領域とする者

第7条 会員は、機関誌その他の刊行物を受け取り、事業に参加することができる。

第8条 正会員は、年額3,000円の会費を納入しなければならない。

第9条 会員の資格並びに入退会等に関する事項は、「定款」第6条から第10条までに規定するところによる。

第4章 役 員

第10条 本領域に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 運営委員
- (4) 選挙管理委員
- (5) 監事

第11条 代表は、本領域を代表し、会務を統轄する。

2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 運営委員は、第16条に規定する運営委員会を構成する。
4. 選挙管理委員は、第17条に規定する選挙管理委員会を構成する。
5. 監事は、会務を監査する。

第12条 役員は、任期を改選時の翌年4月1日から2年とする。

2. 補欠の役員は、任期を前任者の残任期間とする。
3. 役員は、再任されることができる。ただし、代表は、連続しての在任を4年までとする。

第13条 役員は、その職務に対して報酬を受けない。

第14条 役員の選出その他必要な事項については、別に定める。

第5章 組織

第15条 本領域に、会務に関する重要事項を審議する最高議決機関として、総会を置く。

第16条 本領域に、会務に関する重要事項を審議し会務を執行するため、運営委員会を置く。

第17条 本領域に、選挙に関する事務を行うため、選挙管理委員会を置く。

第18条 第15条から前条までに規定する組織の編成及び議事その他必要な事項については、それぞれ別に定める。

第6章 運営

第19条 本領域は、第5条に掲げる事業のほかに、次の各号に掲げる会議を開催する。

(1) 運営委員会

(2) その他の委員会

2. 第15条に規定する総会の運営については、次の各号に規定するところによる。

(1) 総会は、第6条(1)に規定する構成員の3分の1以上の出席をもって成立する。

(2) 総会は、議事に対する意向を予め書面により表示した者を出席者とみなすことができる。

(3) 総会は、代表が招集し、原則として、毎年1回、8月に開催し、議事は、出席者の2分の1以上の可否により決定する。可否同数のときは議長の決するものとする。ただし、規約の改正に関する議事は、出席者の3分の2以上の可否により決するものとする。

3. 運営委員会の運営については、次の各号に規定するところによる。

(1) 運営委員会は、第10条(3)に規定する構成員の3分の2の出席をもって成立する。

(2) 運営委員会は、議事に対する意向を予め書面により表示した者を出席者とみなすことができる。

(3) 運営委員会は、原則として、毎年2回、5月、8月に開催し、議事は、出席者の2分の1以上の可否により決するものとする。可否同数のときは議長の決するものとする。

4. 第19条(2)に規定する委員会の運営に必要な事項については、それぞれ別に定める。

第7章 会計

第20条 本領域の経費は、次の各号に掲げる収入によって支出する。

(1) 会費

(2) 他よりの助成金及び寄附金

(3) その他の収入

第21条 本領域の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 事務局

第22条 本領域に、会務を円滑に処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の所在地は、原則として2年ごとに、運営委員会の議を経て決定される。

3. 事務局の所在地については、次の各号に規定するところによる。

(1) 〒115-8650 東京都北区赤羽台1丁目7-11 東洋大学赤羽台キャンパス HELSPO-HUB 3 (竹村瑞穂気付)

(2025年4月1日から2027年3月31日まで)

(2) 前号に記載する事務局の所在地は、本規約の改正を経ずに変更することができるものとする。

第23条 事務局に、幹事若干名を置くことができる。

2. 幹事は、代表が、運営委員会に対し推薦を求め、任命する。

第9章 設立

第24条 本領域の設立年月日は、1997年4月1日とする。

付 則

- 1 この規約は、制定の日から施行する。ただし、第1条及び第5条の規定は、2011年9月25日から施行する。
- 2 「体育哲学専門分科会会則」（2005年6月11日制定）は、廃止する。

付 則（2016年8月25日）

この規約は、2017年4月1日から施行する。

付 則（2017年9月9日）

この規約は、2017年6月10日から施行する。

付 則（2021年9月9日）

この規約は、2021年4月1日から施行する。

付 則（2025年10月27日）

この規約は、2025年4月1日から施行する。